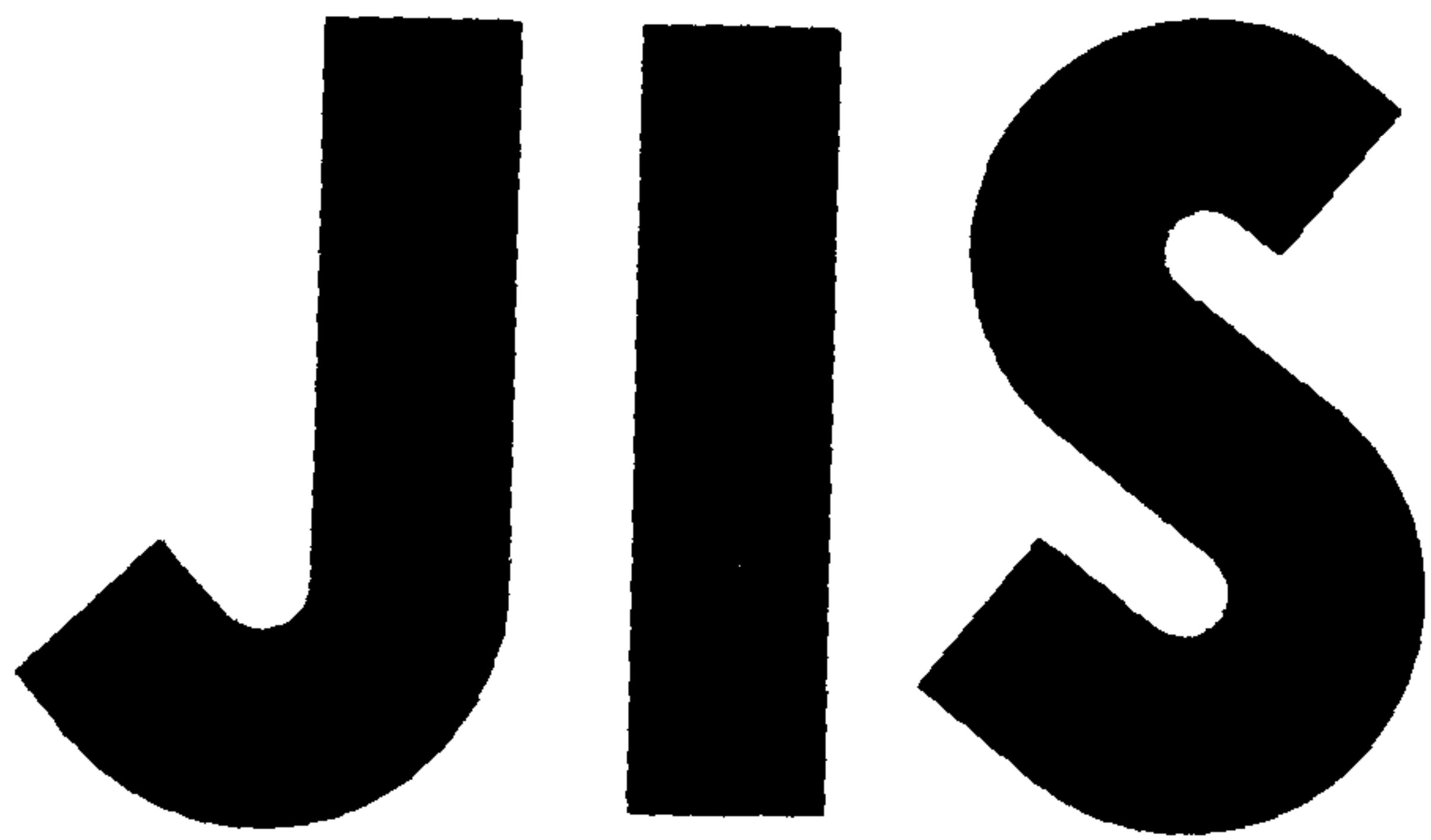


UDC 681.846.73 : 681.327.636 : 621.317.012



C 5564

(IEC 94-3)

**磁気テープ録音再生システム  
第3部 磁気テープ録音再生機器の  
特性測定方法**

**JIS C 5564<sup>-1991</sup>**

**(IEC 94-3 : 1979)**

平成 3 年 2 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 3.2.1

官 報 公 示：平成

原案作成協力者：社団法人 日本電子機械工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 家庭電器部会（部会長 山村 昌）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

磁気テープ録音再生システム  
第3部 磁気テープ録音再生機器の  
特性測定方法

C 5564-1991  
(IEC 94-3 : 1979)

Magnetic tape sound recording and reproducing systems  
Part 3: Methods of measuring the characteristics of recording  
and reproducing equipment for sound on magnetic tape

日本工業規格としてのまえがき

この規格は、1979年第1版として発行されたIEC 94-3(Magnetic tape sound recording and reproducing systems. Part 3: Methods of measuring the characteristics of recording and reproducing equipment for sound on magnetic tape)を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

第1章 序文

**1. 適用範囲** この規格は、業務用及び民生用の磁気テープ録音再生機器(リール・ツー・リール、カセット及びカートリッジ)(以下、“機器”という。)に適用する。

この規格は、高速デュプリケータ、人工残響付加装置、又はリール・ツー・リール、カセット及びカートリッジなどの方式によらないディクテーションマシンなどのような特殊目的の装置には適用しない。

磁気テープについては、JIS C 5565(磁気テープ録音再生システム第4部磁気テープの機械的特性) JIS C 5566(磁気テープ録音再生システム第5部磁気テープの電気的特性)による。

**参考** JIS C 5565はIEC 94-4(Magnetic tape sound recording and reproducing systems. Part 4: Mechanical magnetic tape properties)と、JIS C 5566はIEC 94-5(Magnetic tape sound recording and reproducing systems. Part 5: Electrical magnetic tape properties)との一致規格である。

**2. 制定目的** この規格の目的は、磁気テープへの録音及び再生の性能に係わる項目を列挙、定義し、これら項目の測定条件及び統一測定方法を確立することにある。

第2章 測定に関する一般事項

**3. 製造業者が提供すべき情報** 必要な情報を本章に列記する。情報は2種類に大別される。

機器に明示する必ず(須)情報：これは各ページ右側の“A”で示した。

別に用意する任意情報：例えば、当該機器に添付される取扱説明書など。

この規格で要求される以外の必ず情報(例えば、安全に関する要求事項など)も所定の場所に明記されなければならぬ。

**4. 機器に関する表示**

製造業者名又は納入業者名

製造国